

Title	裁判員裁判の実施状況と検察の取組み
Sub Title	The present situation of practice and public prosecutors efforts for the trial with participation of Saiban-in
Author	横井, 朗 (Yokoi, Akira)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2012
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.22 (2012. 3) ,p.9- 26
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	テーマ企画：裁判員裁判の現状と課題
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20120316-0009

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

裁判員裁判の実施状況と検察の取組み

横 井 朗

はじめに

第1 裁判員裁判の実施状況

- 1 起訴件数
- 2 裁判結果等
- 3 公判審理の日数等
- 4 現状の評価

第2 施行状況の検討

- 1 「裁判員裁判に関する検討会」の設置
- 2 検討状況

第3 これまでの検察の取組み

- 1 概要
- 2 具体的取組み
- 3 現状の評価

おわりに

はじめに

平成21年5月21日に「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（以下「裁判員法」という）が施行され、裁判員制度がスタートしてから、平成24年5月で3年を経過しようとしている。この間、全国において多数の裁判員裁判が行われ、世間の耳目を集めるような重大事件についても裁判員裁判によって判決が言い渡されるようになり、その中には死刑判決も含まれている。今や、マス

コミ等の報道においても、当該判決が裁判員裁判によって言い渡されたものかどうか、殊更に取り上げられることは少なくなり、裁判員制度は、我が国の刑事司法制度として、国民意識の中に着実に定着しつつあるように思われる。

そこで、本稿では、これまでの裁判員裁判の実施状況と、検察の取組みなどを概観した上で、最後に、若干の私見を述べてみたいと思う。

なお、本稿中、意見にわたる部分は、筆者の個人的見解である。

第1 裁判員裁判の実施状況

まず、統計を基に、裁判員裁判の実施状況について概観してみる¹⁾。

1 起訴件数

裁判員法が施行された平成21年5月21日から同23年8月31日までの2年3か月余りの間に、全国で起訴された裁判員裁判対象事件（裁判員法2条1項）の累計は4,214件である。

これを罪名別に見てみると、最も件数が多いのが強盗致傷罪（強盗傷人罪）の1,033件、以下順に、殺人罪883件、現住建造物等放火罪388件、覚せい剤取締法違反350件、傷害致死罪306件、強姦致死傷罪267件、強盗強姦罪219件、強制わいせつ致死傷罪217件、強盗致死罪（強盗殺人罪）121件などとなっている。このように大半を粗暴犯が占める中、覚せい剤取締法違反が件数として4番目に多く、全体の8.3%を占めているのが目を引く。

また、これを地方検察庁別に見てみると、最も多いのが千葉の460件、次いで東京376件、大阪344件、名古屋206件の順で、以下3桁を超す件数の庁は、横浜199件、さいたま194件、福岡154件、立川支部147件、神戸127件、堺支部122件、水戸102件となっており、東京、大阪、名古屋を中心とする大都市及びその周辺庁の取扱い件数が多くなっていることが分かる。

1) 統計については、法務省作成「地検別裁判員裁判対象事件罪名別起訴件数」、最高検察庁作成「裁判員裁判の概況」、最高裁判所作成「裁判員裁判の実施状況について」等による。

このうち、最も件数の多い千葉地方検察庁では、総数460件のうち覚せい剤取締法違反が205件を占めているが（覚せい剤取締法違反件数全件数の58.6%を占める）、これは、覚せい剤の営利目的輸入罪が裁判員対象事件となっているところ、同庁が新東京国際空港（成田空港）を管轄しているためである。

2 裁判結果等

(1) 裁判結果

上述の期間とはややずれるが、制度施行日から平成23年4月30日までの裁判員裁判対象事件の判決言渡し人員は2,126人である。

これら判決結果を、事実認定の面から見てみると、無罪判決の言渡しを受けた者が8人いるが（一部無罪及び理由中無罪を含む）、残りの者については、すべて有罪判決が言い渡されている。

無罪判決が言い渡された事案の内訳は、平成22年6月に東京地方裁判所立川支部で窃盗・強盗致傷・詐欺のうち詐欺について共謀を認められなかった事案が1件、同年12月に鹿児島地方裁判所において犯人性が認められなかった住居侵入・強盗殺人の事案など犯人性が認定されなかったものが3件、平成23年2月に静岡地方裁判所で正当防衛が認められた殺人の事案が1件、そして、覚せい剤の密輸にかかる覚せい剤取締法違反・関税法違反の事案について覚せい剤の認識を認められなかったものが3件となっている²⁾。

有罪判決が言い渡された者のうち、死刑判決が言い渡された者は5人で、このうち4人については、いずれも殺害された被害者が複数人の事案であり、残り1人については、殺害された被害者が1人の事案ではあるが、殺人・殺人未遂の累犯前科を有する者による犯行である。

また、無期懲役に処せられた者は43人、有期懲役に処せられた者のうち実刑に処せられた者は1,729人、執行猶予とされた者は343人、罰金に処せられた者

2) 上記期間の後も、平成23年6月17日に千葉地方裁判所において、同年7月1日に東京地方裁判所において、いずれも覚せい剤取締法違反・関税法違反の事案について、同様の理由で無罪が言い渡されている。

は1人となっている。執行猶予とされた者のうち、197人、57.4%が保護観察に付されている。

(2) 控訴

控訴審の状況を見てみると、最高裁判所の調査によれば、制度施行日から平成23年3月31日までの控訴人員は668人で、控訴率は32.4%となっている。

一方、制度施行日から平成23年4月30日までの検察官控訴の件数は6件であり、このうち事実誤認を含むものが5件、量刑不当のみで控訴されたものが1件となっている。これら検察官控訴に対する控訴審の結果を見てみると、控訴審判決が言い渡された3件中、事実認定を争った2件については、検察官の主張が認められて、破棄・差戻し判決が言い渡され³⁾、量刑不当のみを理由とする事案についてのみ控訴棄却判決が言い渡されている。

3 公判審理の日数等

裁判員裁判にどの程度の期間を要しているかについて、最高裁判所の調査によれば、制度施行日から平成23年3月31日までに終局に至った事件の平均公判前整理手続期間（公判前整理手続に付された日から同手続終了日まで）は、5.4か月で、これを認否別で見ると、自白事件が4.6か月、否認事件が6.7か月となっている。

これらの事件についての平均開廷回数は、3.8回で、認否別では、自白事件が3.5回、否認事件が4.5回である。

同じ対象についての平均審理期間（事件受理から終局まで）は、8.2か月で、認否別では、自白事件が7.2か月、否認事件が10.0か月となっている。

この平均審理期間を判決人員の分布で見ると、自白事件については、総数1,328人中、9か月以内が500人と最も多く、次いで6か月以内が268人、5か月以内が243人となるなど、約85%が、9か月以内に終局を迎えている。一方、

3) この後、原審が強盗殺人等の公訴事実に対して強盗致死罪を適用したことに対して検察官控訴をしていた事案について、仙台高裁が、平成23年7月19日、検察官の主張を認め、原判決を破棄し、原審差戻し判決を言い渡している。

否認事件については、総数732人中、やはり9か月以内が263人と最も多いものの、9か月超～1年以内が165人、1年を超えるものが153人と、約79%が半年を超える結果となっている。

なお、実審理期間（第1回公判から終局まで）については、自白事件では3日～4日が全体の約75%を占めるのに対し、否認事件では、6日～10日が約39%、4日が約22%、5日が約14%となっている。

平均審理期間については、当初の調査から比べて、徐々に長期化する傾向にあり、制度施行から期間の経過とともに複雑・重大事件の審理が行われるようになったこととも関係があると思われるが、最高裁判所が裁判員制度施行前の平成20年に裁判対象事件で公判前整理手続に付された事件について調査した結果によれば、平均審理期間は7.1か月であったとのことであるから、それと比べても、裁判員制度導入によって、審理期間が長期化している傾向が認められる。これは、法曹三者が、裁判員裁判という新たな制度の実施にあたってかなり慎重に対応していることも原因の一つではないかと推察される。

4 現状の評価

以上のような統計結果を見るかぎり、裁判員制度は、法曹三者の制度実施に向けての十分な準備と円滑な運用に向けての努力と協力、そして、国民の主体的・積極的な参加と真摯かつ誠実な職務への取組みによって、全体としては順調に運用され、判決結果も概ね国民の健全な良識を反映したものとなっているのではないかと評価しうる。

第2 施行状況の検討

1 「裁判員裁判に関する検討会」の設置

裁判員法附則9条は、「政府が、裁判員法の施行3年経過後に、裁判員法の施行状況について検討を加えた上、必要がある場合には、裁判員の参加する刑事裁判制度が我が国の司法制度としての役割を十全に果たすことができるよ

う、所要の措置を講ずるものとする」と定め、制度の見直しを含めた施行状況の検討を行うこととしている。

法務省は、この制度の施行状況の検討にあたって、幅広い国民の意見を反映するため、省内に「裁判員制度に関する検討会」を設け、裁判員制度施行から4か月近く経った平成21年9月9日に第1回会議を開催して以来、平成23年9月27日までに7回にわたって会議を開催して、実施状況の把握及び検討を行っている。

同検討会は、法令に基づいて政府の機関として設置される審議会等とは異なり、一定の統一的意思決定を行い、その結果を省庁に答申するという性格のものではなく、法務省が検討作業を行うにあたって、必要な協力を得るためのものとして設置されたものである。

同検討会については、このように検討に必要な協力を得るとの趣旨から、実際に裁判員裁判の運用に携わる法曹三者の実務家や、刑事法の研究者といった専門家のほか、被害者団体、マスコミ、経済界、消費者団体など幅広い分野から有識者が委員として選ばれ、これら合計11名の委員によって構成されている。

同検討会の議論の状況については、原則として、毎回、会議の議事録を作成し、これを法務省のホームページ上に公表している⁴⁾。また、報道機関（原則として各社1社）も会場における議事の傍聴が認められていることから、高い透明性の確保が図られている⁵⁾。

2 検討状況

これまで開催された7回にわたる会議の検討状況を見てみると、事務当局か

4) http://www.moj.go.jp/shingil/keiji_kentoukai_saibaninseido_top.html

5) 議事録の公表については、第三者の名誉、プライバシー等の保護のため公開に適さない場合及び公開すると円滑な議論に差し支えが生じると考えられる場合には、議事の公開を停止し、報道機関の傍聴を制限し、あるいは、議事録に記載しない取扱いをすることがあり得ると取り極められている。

ら実施状況に関する統計や裁判員経験者に対するアンケート結果についての報告を受け、あるいは法曹三者から裁判員裁判に対する取組みの現状に関するヒアリングを実施し、それに対する質疑、意見交換を行うことによって、裁判員裁判の実施状況、現状に対する認識の共有化、深化を図った上で、平成23年3月1日に開催された第5回会議において、今後の検討課題、検討方法等についての意見交換が行われた。

この際には、例えば、現在の裁判員裁判においては、被害者が傷ついたり、納得できないと思うことが多々あることから、被害者に対する制度的配慮が必要ではないかとの意見が出されている。

具体的には、公判前整理手続において被害者が置き去りにされて争点整理が終わってしまった、被害者が裁判員に顔をさらさなければならない、あるいは証言が録画されたビデオとして保存されることに対する心理的負担がある、性犯罪における被害者のプライバシーの保護に対する不安があるなどの指摘がなされ、さらに、裁判官が、どちらかといえば裁判員の方ばかり気を使っていると感じると訴える被害者がいることなどの意見が紹介された。

また、裁判員裁判対象事件の範囲について、現在、対象事件となっているものを除外すべきとの観点と、対象事件となっていないものについても対象に加えるべきとの観点の双方から、それぞれ見直しの必要があるのではないかとの意見が出された。

具体的には、上述のとおり被害者負担を軽減するとの観点から性犯罪を対象から除外すべきではないか、あるいは覚せい剤の密輸入の罪や通貨偽造の罪については、その事実認定と量刑判断に国民の社会常識を反映させて多角的な判断を求めることが果たして適切なのかどうかとの観点から除外すべきではないかなどとの意見が出され、一方で、否認事件、争いのある事件については、すべて裁判員裁判の対象に加えるべきではないかとの意見が出された。

さらに、有罪事件又は死刑事件の評議の厳格化、認定手続と量刑手続の分離、控訴審の在り方、裁判員の負担軽減など、裁判員制度全般について多岐にわたって多様な意見が示された。

このような各委員からの意見を踏まえ、同検討会は、今後も、さらに裁判員制度全体の検証を行いながら、各論点について、議論を進めていくこととされ、第7回の会議では、法医学鑑定、精神鑑定、そして法廷通訳の現状と問題点について、各専門家からのヒアリングを実施し、質疑、応答が行われた。

「裁判員制度に関する検討会」においては、以上に概観したとおり、現時点では、主にその運用状況の把握等が行われているところ、今後、施行から3年が経過した後は、附則第9条が定めるとおり、3年間の実施状況についての具体的な検討等が行われていくこととなるものと思われる。

第3 これまでの検察の取組み

1 概要

裁判員制度については、検察においても、同制度の円滑な実施を図るべく、様々な取組みを行い、現在も行っている。以下その概要を紹介していく。

(1) 組織的取組み

まず、組織的な取組みとして、最高検察庁は、裁判員法成立後の平成16年6月に、裁判員制度等実施準備検討会を設け、制度の実施に向けた検討を行い、その結果、平成20年7月には同庁内に裁判員公判部を設置して、同部を中心として、検察の組織全体で、裁判員制度の円滑かつ適正な運用を図るための体制を整備した。

裁判員公判部の所管事項は、①裁判員裁判の運営一般に関すること、②裁判員公判の円滑かつ適正な遂行に資する捜査の運営一般に関すること、③裁判員裁判の遂行を円滑かつ適正に行うための事件の捜査及び公判の遂行の支援に関することとされ、現在、検察においては、同部が中心となって、全国の地方検察庁の検察官に対し、裁判員裁判に対する捜査や公判活動の在り方等について、具体的な支援、指導を行っている。

(2) 「裁判員裁判における検察の基本方針」の策定

一方、運用面に対する取組みとして、最高検察庁は、裁判員制度施行前の平

成18年3月に、裁判員制度の円滑かつ適正な実施に向けた準備のために、検察官の捜査・公判活動の指針として「裁判員裁判の下における捜査・公判遂行の在り方に関する試案」（以下「検察試案」という）を公表し、これを受けて全国の検察庁においては、この「検察試案」に基づいて、裁判員裁判対象事件について、裁判所や弁護士会等の関係機関の理解と協力を得ながら、模擬裁判などにおいて、多岐にわたる試行を積み重ねてきた。このような試行の結果を踏まえて、最高検察庁は、平成21年1月に、「検察試案」に代わるものとして、「裁判員裁判における検察の基本方針」（以下「基本方針」という）を策定した。

「基本方針」は、裁判員裁判の捜査及び公判活動や態勢全般の在り方に関して、考えられる具体的方策を含む、検察の基本姿勢を示したものであり、最高検察庁は、この「基本方針」を全国の検察官に配布して、内容の周知徹底を図っている。検察における裁判員裁判に対する捜査及び公判活動は、現在、基本的に、この「基本方針」に基づいて運用されている。

なお、「基本方針」については、裁判員裁判に臨む検察の姿勢を国民に明らかにするため検察庁のホームページにおいても公表をしている^{6) 7)}。

(3) 知識・情報の集約・共有化

裁判員制度の施行後、検察では、裁判員裁判の実施における対応の組織的な統一化を図るべく知識・情報の集約・共有化に努めている。具体的には、全国の地方検察庁で実施された裁判員裁判において生じた様々な問題についての情報を集約した上で、これらの問題を分析し、反省すべき事項、留意すべき事項を抽出して、各検察官、検察事務官にフィードバックするなどの情報の共有化を図っている。

また、裁判員裁判の裁判例や、冒頭陳述、論告で使用する書面（後述の冒頭陳述メモ、論告メモ）等の書式例、あるいは立証上工夫した例など、執務上参

6) http://www.kensatsu.go.jp/saiban_in/kihonhoshin.htm

7) 「基本方針」の内容については、稲葉一生「裁判員裁判における検察の基本方針について」（法律のひろば別冊「裁判員裁判の実務」（ぎょうせい、2009年）25頁以下）が詳細に解説している。

考になる有益な情報についても、各検察官等に対して同様にその共有化を図っている。

2 具体的取組み

次に、これら裁判員裁判に対する検察の取組みのうち、運用面での具体的な取組みについて、「基本方針」の内容を踏まえつつ紹介していく。

(1) 基本姿勢

検察は、裁判員制度の下においても、「刑事事件につき、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障を全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現する」（刑事訴訟法第1条）との刑事裁判の目的は不変であり、裁判員裁判も、捜査機関による緻密な証拠収集を踏まえて、公判において、証拠に基づいて、実体的真実を解明し、適正妥当な事実認定と量刑を実現するという理念の下に運営されなければならないとの基本的認識に立っている。その上で、裁判員裁判の特性に応じて、次のような基本的な姿勢で主張・立証活動に取り組んでいる。

裁判員裁判においては、刑事裁判に従事した経験のない一般国民から選出された裁判員が、裁判官と共に、公判審理と評議に参加し、事実認定を行い、量刑を決定して判決を言い渡すことになることから、検察官の呈示する主張・立証は裁判員に分かりやすいものであることが求められる。

また、日常生活の一部を割いて職務を行う裁判員の負担等を考慮すれば、検察官による主張・立証は、できるだけその負担が軽くなるように、迅速かつ効率的なものになることが求められる。

さらに、裁判員裁判においては、裁判員が、法廷外において、書証や調書等を読み込んで心証を形成することは期待できないことから、検察官は、公判廷における主張・立証のみによって、裁判員が適正な心証を形成することができるように、個々の事案の要点と争点については手厚く、枝葉末節にはこだわらないメリハリのある的確な主張・立証が求められる。

以上から、裁判員裁判においては、①分かりやすく、②迅速で、③要点を漏

らさない的確な主張・立証によって、実体的真実の解明を図り、適正妥当な事実認定と量刑を実現するとの基本的姿勢に立って裁判員裁判に対応する必要があり、実際、検察では、このような姿勢で裁判員裁判に臨んでいる。

(2) 捜査における取組み

ア 公判における主張・立証を見据えた証拠収集

裁判員裁判においては、上述のとおり、分かりやすく、迅速、的確な主張・立証を行わなければならないことから、公判活動の前提である捜査段階においても、これを見据えた捜査活動が求められる。

このため、検察では、捜査段階において、できる限り速やかに、証拠によって認定できる事実関係の全体的な骨格を構造的に把握した上で、来たるべき公判において、事案の要点あるいは争点となる事項について、分かりやすく、迅速、的確な立証ができるような証拠の作成・収集活動に努めている。

具体的には、検証調書、実況見分調書について、公判で、要点となる必要部分のみを厳選して証拠として提出することができるよう、警察等に対して、抄本化が容易な書式による検証調書等の作成を要請しており、現在、警察で作成される検証調書等は、おおむね、写真や図面とそれらの説明文が頁ごとに対応して構成される、いわゆる写真見分方式が主流となっている⁸⁾。

また、法医鑑定書については、警察や鑑定人に対して、例えば、鑑定主文とその直接的な説明部分のみを簡潔な記述のもとにとりまとめた、公判提出用の「鑑定要旨」に相当する部分をあらかじめ鑑定書中の一部分として独立させておくなど、鑑定書の作成段階において、将来、立証に適した抄本を作りやすいような体裁・内容の鑑定書等の作成を要請している。これに関連して、警察では、裁判員に対して鑑定の手法の結果を分かりやすく示すことができるよう、部内の鑑定人には、必要に応じて、本来の鑑定書の作成だけでなく、鑑定手法の

8) かつては、都道府県警によっては、最初に一括して文章形式で説明がなされ、その後写真や図面がまとめて添付され、写真や図面と説明とが個別に対応していない構成での検証調書等が作成される運用がなされていたが、このような構成では、要点となる必要部分のみの抄本化に適さない。

内容等に関し分かりやすい説明資料を別途用意させるなどの工夫を行っている。

同様に、精神鑑定書についても、抄本化に適するよう鑑定の結果（鑑定主文と理由の要旨）を記載した2枚程度の本文と、理由の詳細等を記載した別紙とを分けて作成する別紙方式を考案し、鑑定人に対して、この書式に基づいて、鑑定書を作成するよう推奨するとともに、鑑定人が、容易に同書式を利用できるよう、検察庁のホームページでこれを公表してダウンロードを可能としている⁹⁾。

イ 取調べと供述調書の在り方

供述調書の内容面では、裁判員が公判で朗読を聞いて適切に心証形成ができるようにするため、検察においては、立証すべきポイントとなる事項を中心にメリハリをつけつつ、重要な点には手厚く、そうでない点については簡潔に、信用性の高い内容の供述を録取して検察官調書を作成するよう各検察官に対して指導に努めている。

さらに、裁判員裁判では、裁判官と共に、一般国民が裁判員として公判審理に参加することから、一般国民に捜査に対する誤解や偏見を持たれることがないようにすることが肝要となる。このような観点から、特に被疑者の取調べについては、従来にも増して、その適正さに疑念を持たれることがないように特段の配慮が求められる。

このため、検察では、自白の任意性を十分に確保し、裁判員に対して、任意性についての効果的かつ効率的で分かりやすい立証を行いうるよう、①取調べ状況等に関する各種の客観証拠資料の作成及び収集、②被疑者取調べの録音・録画、③自白調書の内容によって任意性を担保する方策、④第1次捜査機関による取調べが検察官の取調べに及ぼす影響の遮断措置など取調べの任意性の担保措置を採っている。

このうち②の被疑者取調べの録音・録画については、平成18年8月から任意性の効果的・効率的な立証のため必要性が認められる事件について、取調べの機能を損なわない範囲内で、取調べのうち相当と認められる部分について録

9) http://www.kensatsu.go.jp/saiban_in/kanteisho.htm

音・録画を行う被疑者取調べの録音・録画の試行を開始し、その後、平成20年4月からは、裁判員裁判対象事件については、原則として、全件、このような形式での被疑者取調べの録音・録画を実施することとし、同月から同年12月31日までに1,512件の事件について、被疑者取調べの録音・録画の試行が実施された。

この結果、平成20年12月31日までに、地方裁判所において、自白の任意性を判断するために16件の事件で、被疑者取調べを録音・録画したDVDの取調べが行われ、そのうち、15件で任意性の有無についての判断が示され、うち14件で任意性が肯定され、1件について任意性が否定された¹⁰⁾。

最高検察庁では、この被疑者取調べの録音・録画の試行についての検証を行い、平成23年3月に、一定の範囲の取調べの録音・録画は、裁判員裁判における任意性の効果的・効率的な立証のために活用しうるものとして、自白の任意性立証を目的とする検察官による被疑者取調べの録音・録画の実施を継続するよう指示した。

その後、平成23年8月に、法務大臣から、否認事件も含めて原則として裁判員裁判対象事件の全事件について検察官による被疑者取調べの録音・録画を行うことを内容とする、試行的拡大の方針が示されたことを受け、同月には、最高検察庁より、これまでの実施指針の趣旨にとらわれることなく、被疑者取調べの録音・録画に積極的に取り組むよう指示が出され、現在は、同方針の下で被疑者取調べの録音・録画が実施されている。

具体的には、新時代に対応する取調べと調書の在り方を念頭とする実践的な取調べの録音・録画を目指すとともに、検察官の取調べの適正を確保し、検察に対する信頼を確保するとの観点から、従来の任意性立証を念頭においた読み聞かせレビュー方式から、検察官が普段行っている取調べをそのまま録音・録画するいわゆるライブ方式への転換を図るものとされている。実際、東京地方検察庁特別公判部などにおいては、裁判員裁判対象事件の被疑者取調べについては、原則として、検察官による弁解録取段階からの録音・録画を実施している。

10) 件数については、最高検察庁作成「取調べの録音・録画の試行についての検証結果」による。

(3) 公判前整理手続における取組み

公判において、分かりやすく、迅速で、的確な主張・立証をなし得るようになるためには、公判前整理手続においても、適切な争点と証拠の整理がなされることが必要である。このため、検察においては、事実関係の全体的な骨格を見据えて、立証事実を適切に選定した証明予定事実記載書面を早期に作成して提出するとともに、検察官請求証拠についても迅速かつ誠実に弁護人に開示するよう努めている。例えば、東京地方検察庁では、東京地方裁判所と連携して、証明予定事実記載書面については、提出期限を起訴から2週間以内とし、否認事件を含め、ほぼ例外なく、この期限内に提出する運用を行っている。

また、弁護人からの証拠開示請求に対しては、その請求が法律上の要件を充たすかどうかや疑問であるような場合であっても、開示による弊害がなく、開示によって争点整理や迅速化に資すると考えられる場合には、任意に開示することとしている¹¹⁾ ¹²⁾。

(4) 公判における取組み

公判段階においては、一般国民から選ばれた裁判員が、目の前の審理の内容を十分に理解し、容易に適正な心証を形成し得るよう、検察では各場面で、分かりやすく、迅速で、的確な主張・立証を行うよう努めている。

ア 冒頭陳述・論告

このため、冒頭陳述・論告の方法は、従来とは大きく異なってきている。

従来、冒頭陳述は、裁判所に対しては、検察官の立証対象を明らかにし、被告人・弁護人に対しては、防御の対象を具体的に明らかにして、裁判所が証拠の採否等の訴訟指揮を適切に行うことを可能ならしめるとともに、被告人等が適切な防御の準備を整えることを可能ならしめることが目的とされ、このた

11) 東京地方検察庁特別公判部などでは、検察官による証拠請求の際に、被疑者調書など一定の証拠については、証拠請求する予定のない証拠についても、併せて任意で開示している例もある。

12) もちろん、証拠開示にあたって、弁護人の請求が主張を明示せず、証拠あさりに行うようなものである場合には、刑事訴訟法の要件に従って毅然とした対処をしている。

め、事案の内容を詳細に記載した長文の文章形式の書面を使用して行われてきた。しかしながら、裁判員裁判では、このような機能は、裁判官、弁護士・被告人が参加する公判前整理手続段階における証明予定事実記載書面によって担われることになるため、冒頭陳述は、裁判員に対して、どのような事実について、どのような証拠に基づいて判断すればよいかを分かりやすく明らかにすること（立証構造と立証方針の明確化、検察官の主張・立証事実と証拠との関係の明確化）に主眼が置かれるようになった。

また、論告は、検察官が冒頭陳述で示した事実が、実際に取り調べられた証拠によって立証されていることを、裁判員に十分に納得してもらうことが必要とされることから、裁判員が、これまでの審理の中で取り調べられた証拠の具体的内容を改めて想起でき、当該証拠がどのように事実を裏付けているかを分かりやすく明らかにすることが求められることとなる。

そこで、検察では具体的には、検察官が公判において口頭で行う冒頭陳述や論告内容の要点を、図表や色刷りを入れて簡潔に分かりやすく表現したA3用紙1～2枚程度にまとめた書面を作成し、これを冒頭陳述メモ、論告メモとして、冒頭陳述や論告に先立って裁判官・裁判員に配布し、その上で、適宜、ボードや法廷モニター等の使用も併せるなどして、裁判員等に、冒頭陳述や論告の内容を容易に理解してもらえるような工夫を行っている。

イ 書証・物証の取調べ

書証の取調べについては、従来、検察は、裁判官が、公判廷外で書証を読み込んで、十分に検討することを前提に、内容に多少の重複があっても、供述調書、実況見分調書、捜査報告書、鑑定書等、なるべく多数の書証を証拠として提出してきた。しかし、裁判員裁判においては、裁判員が、公判外で、書証を読み込んで心証を形成することは期待し得ない。

したがって、公判において、分かりやすく、迅速、的確な主張・立証を行うためには、公判に提出する証拠を絞り込む厳選が求められ、このため、検察においては、必要不可欠な書証のみを、かつ必要な部分に限り証拠調請求をするように努めている。例えば、複数の捜査報告書の内容が重複し、不必要な部

分があるような場合には、公判前整理手続の段階で弁護人の意見も聞いた上で、必要部分のみを統合した1つの報告書を作成して、この統合捜査報告書のみを証拠として提出することとしている。

また、裁判員裁判では、直接主義・口頭主義がより重視されることから、供述証拠については全文朗読が原則とされ、その他の書証についても、要旨の告知が、裁判員が公判で見て、聞いて、その場で心証形成ができるようなものであることが求められる。

このため、検察においては、上述のとおり、捜査段階から供述調書やその他の書証自体について、簡潔かつ要点を得た内容のものを作成し、あるいは抄本化したものを証拠調請求するよう努めるとともに、書証の証拠調べの方法についても、添付してある図面や写真について、法廷モニターに映し出すなどして、裁判員の理解を容易にすべく工夫を行っている。

ウ 人証の取調べ

証人等の尋問も、従前は、裁判官が、心証形成するにあたって、尋問調書を公判外で読み込んで検討することを念頭に、尋問調書に詳細な記載が残るよう、できるだけ詳しく細部にわたる事項についてまで尋問を行っていたが、裁判員裁判では、このようなことは期待できない。そこで、検察では、裁判員が公判で容易に心証形成ができるよう、立証のポイントを印象付ける、簡潔で争点に手厚い尋問を行うよう、各検察官に対する指導に努めている。

また、鑑定を行った専門家の証人尋問では、その理解を容易にすべく、難解な専門用語の解説資料を別途作成して、裁判員に配布したり、尋問方法についても、これまで一問一答式であったものを、最初に、証人が自らの実施した鑑定の経過と結果について、まとめて説明をし、その後、検察官が、これを補足する質問を行う、いわゆるプレゼンテーション方式の尋問を行うことなどを試みている。

3 現状の評価

このような検察の取組みに対しては、裁判員経験者に対するアンケートを見

てみると、検察官の立証を「分かりやすかった」とした割合が、平成21年では81.9%、平成22年では71.7%となっており、7割以上の人が、検察官の主張・立証を理解しやすいとしている。今後、この割合を更に引き上げるべく不断の努力は必要ではあるが、これまでのところ、上述の裁判の結果と併せて考えると、検察の、分かりやすく、迅速で、的確な主張・立証の方向性と努力は概ね成果を上げているものと評価しうる。

おわりに

ところで、昨今、先に挙げた裁判員経験者に対するアンケートで、自白事件における検察官の立証を「分かりやすかった」とする割合が徐々に低下していることから、これを、自白事件における書証の採用が多く、この書証の朗読等が、公判を分かりにくくしている原因であるかのような意見が一部で散見される。このため、実際、裁判所においても、自白事件において、弁護人が同意し、あるいは同意しようとしている被害者や共犯者の供述調書等に代えて、証人尋問を行う動きがあるようである。

しかしながら、弁護人が同意し、あるいは同意しようとしている供述調書等について、裁判所が、あえて、不同意とさせ、あるいは同意を撤回させ、さらには職権で、証人尋問を行うなどということは、理論的には、いかなる証拠を提出するかについて委ねられている当事者の立証活動に対する過度の介入であり、当事者主義の観点から問題があると言わざるを得ない。

また、実質的に見ても、証人尋問による立証については、時間の経過による記憶の減退や変容、証人の特性などから、必ずしも、分かりやすい立証につながるものではない。例えば、傷害の形成状況などについては、医師を尋問するよりも供述調書を証拠とする方が、よほど裁判員に理解しやすい場合もある。また、捜査段階で被告人に不利なことも含めて真実を供述していた共犯者が、被告人の前で不利なことをそのまま証言できないこともあり、適正な心証形成の上でも問題があろう。

さらに、被害者については、捜査段階において、取調べに協力するのにさえ心理的負担等を感じる被害者に対しても、説得して協力してもらい、供述調書の作成を行っている場合もあり、そのような被害者について、弁護人がその供述調書の取調べに同意する場合にまで、証人尋問を実施することが、被害者保護の観点から果たして許されるべきものであるのか疑問なしとしない。先に述べた「裁判員裁判に関する検討会」における議論においても、裁判員裁判における被害者の過度の負担が指摘されているところであり、安易な被害者の証人尋問は慎むべきであろう。

刑事司法の目的は、実体的真実を解明し、適正・妥当な事実認定と量刑を実現することであり、その一手段である裁判員制度を定着させんがために、この目的を揺るがせるようなことがあってはならない。また、分かりやすい立証は裁判員に適正・妥当な心証形成をしてもらうための手段であって、目的ではない。もちろん、冗長な供述調書の朗読が、裁判員の心証形成に支障を来しているのであれば、先に述べたとおり、この点について工夫して、簡潔かつ要点を絞った供述調書等の作成や抄本化に努めるべきは当然であり、また、先に挙げたような弊害がなく、分かりやすい立証に効果があるのであれば、直接主義・口頭主義の観点からも、供述調書等に代えて、証人尋問を行うべき場合はありえよう。要は、どちらか一方的に考えるべき問題ではなく、事案に応じて、刑事司法の目的と裁判員裁判の特性とのバランスの中で適切に判断されるべき問題であるものと思われる。

いずれにせよ、検察は、この新しい裁判員制度の下においても、事案の実体的真実を解明し、適正・妥当な事実認定と量刑を実現するという理念を基本にして、今後も、組織を挙げて、司法に対する国民の理解を増進させ、その信頼を高めるといふ裁判員制度の目的を果たすべく、その制度の定着及び円滑な運営に努めていくこととなる。